

資料

長野縣諏訪郡A村及びB村の

死産に就て

岡崎文規

長野縣諏訪郡A村及びB村の死産率(出生百中死産)は著しく高いことを、最近、聞き知つた。それで昭和十年の「市町村別人口動態統計」について、その死産率を見たのであるが、A村に於ては、出生九七に對して死産は三七即ち死産率は三八・二四であり、またB村に於ては、出生八七に對して死産は一七即ち死産率は一九・五四であることを確め得た。昭和十年に於ける全國の死産率は五・〇一に過ぎないから、實に四倍乃至七倍以上の高率に達してゐるのである。更に試みに其の他の市町村に於ける死産率をも通覽して見たが、斯くの如く高き死産率を示してゐる地方は殆んど見出すことが出来なかつた。従つてA村及びB村の死産率は、全國の市町村中、稀に見る高率のものであると言はなければならぬ。しかし昭和十年の一例のみに基いて、この兩村に於ける死産率を異常視することは輕率であるし、また内閣統計局編「市町村別人口動態統計」は國勢調査の實施せられ

たる年次に限つて公表されてゐるに過ぎないから、特にこの兩村について、最近十箇年の死産率を調査したのである。左にこの調査結果を報告するであらう。

二

A村は諏訪郡東方八ヶ岳山麓に位する高原にあつて、昭和十年の國勢調査の結果によれば、世帯數は五五五、人口は二、四八八である。

昭和五年乃至昭和十三年の出生、死産及び死産率(出生百中死産)を示せば次の如くである。

昭和	出生	死産	出生及び死産(産の合計)	死産率
五年	九三	三六	一二九	二七・九一
六年	九八	二六	一二四	二〇・九〇
七年	八八	二九	一一七	二四・七九
八年	七五	三一	一〇六	二九・二四
九年	八四	四〇	一二四	三二・二六
十年	八一	三六	一一七	三〇・七七
十一年	一一一	八	一二九	六・二〇
十二年	一〇三	五	一〇八	四・六三
十三年	九七	五	一〇二	四・九〇

備考 昭和十年の「市町村別人口動態統計」によれば、A村の出生は六〇、死産は三七であつて、A村役場に於て調べた數字との間には差異があるが、こゝでは暫くA村役場の調査結果に従ふ。

右の統計について見るに、A村の死産率は昭和十年のみが特に著しく高かつたのではなくして、この傾向は昭和五年以來持續してゐたことが判る。然るに昭和十一年には急激に減少して六・二〇に低下し、昭和十二年には更に減少して、僅か四・六三に過ぎない。全國の死産率は昭和十一年

及び昭和十二年共に五・〇であるから、A村の死産率は昭和十一年には全國の死産率に略ぼ接近し、昭和十二年には全國の死産率よりも却つて低くなつてゐる。

A村の死産率は、從來、何故に斯くも高かつたか、また昭和十一年以來、何故に斯くも急激に減少するに至つたか。この原因は容易に推知することが出来るが、村長の説明を引用すれば、從來、同村には、謂ゆる墮胎の悪習があつた、然るに昭和十年に偶、この悪習が露見して、刑事上の問題を惹起し、相當に峻烈なる檢察があつた、それ以來、この悪習は一掃された爲めに、死産率は著しく低下したと言ふのである。思ふにかかる悪習はこの山村のみならず、曾つては廣く多くの地方に於ても存在してゐたであらう。たゞこの悪習は早く一掃され或は著しく改善せられたにも拘らず、この山村に於ては最近に至るまで尙引續いて存續してゐた。

昭和十一年の死産率は六・二〇であつて、これは全國の死産率に著しく接近してゐるから、之を不自然な死産なき場合の、有り得べき死産率と看做して、それ以前に於ける各年の推定死産数を算定すれば、之と現實の死産率との差は不自然なる死産推定数を示すであらう。更に出産百に對するこの不自然死産率を算出すれば次の如くである。

年	現實の死産率	死産率六・二〇と假定せる場合の推定死産数	現實の死産率と推定死産率との差(不自然死産推定数)	出産に對する不自然死産率
昭和五年	三六	八・〇〇	二八・〇〇	〇・二一七
〃	二六	七・六九	一八・三二	〇・一四八
〃	二九	七・二五	二一・七五	〇・一八六
〃	三一	六・五七	二四・四三	〇・二三〇
〃	四〇	七・六九	三二・三一	〇・二六一
〃	三六	七・二五	二八・七五	〇・二四六

長野縣諏訪郡A村及びB村の死産に就て

右の計算によれば、出産に對する不自然死産率は最も少い年次に於ても約一割五分であり、最も多い年次に於ては二割六分を越えてゐる。即ち出産四に對して一つの不自然な死産があつたことになる。これは計算上の數値に過ぎないが、もし之が事實と合致してゐるならば、正に驚くべきものである。しかし現にA村に於ても昭和十一年の死産率は六・二〇に低下してゐるのであるから、この推計は全然見當違ひのものではないであらう。

三

B村はA村に隣接して居て、昭和十年の國勢調査の結果によれば、世帯數は六七六、人口は二、九五二であつて、世帯數及び人口共にA村より稍大である。

昭和五年乃至昭和十三年の出生、死産及び死産率を示せば次の如くである。

年	出生	死産	出生及び死産の合計	死産率
昭和五年	一一〇	四五	一五五	二九・〇三
〃	八七	三八	一二五	三〇・四〇
〃	八九	三四	一二三	二七・六四
〃	九六	二五	一二一	二〇・六六
〃	九三	二〇	一一三	一七・七〇
〃	八三	二〇	一〇三	一九・四二
〃	一三五	一二	一四七	八・一七
〃	一〇八	六	一一四	五・二七
〃	八九	一七	一〇六	一六・〇四

備考 昭和十年の二市町村別人口動態統計によれば、B村の出生は七〇、死産は一七であつて、B村役場の發表數との間には差異があるが、こゝでは暫くB村の統計資料に據る。

右の統計について見るに、B村の死産率は、A村の場合と同様、昭和十年のみが特に著しく高かつたのではなくして、この傾向は昭和五年以來持續してゐたことが判る。たゞ昭和五年乃至昭和七年に於ては、B村の死産率は常にA村の死産率を凌駕してゐたが、昭和八年以來、多少低下の傾向を示し、A村の死産率が逆に高くなつてゐる。しかし昭和十年に於ても死産率は一九・四二であつて、全国の死産率の約四倍に達してゐるのである。然るに昭和十一年には急激に減少して八・一七に低下し、更に昭和十二年には五・二七に減少してゐる。従來、B村の死産率は常に全国の死産率の數倍にも達してゐたのであるが、昭和十一年及び昭和十二年には急激に減少したのであつて、これはA村の事例と完全に一致してゐる。既に述べた如く、A村の村長は、曾つて墮胎の悪習があつたこと竝に昭和十一年以來、その悪習が一掃されたことを、率直に話されたが、B村の村長は、同村の高き死産率をもつて専ら婦人の過激なる勞働に原因するものであると主張された。また昭和十一年及び昭和十二年に死産率が急激に低下した原因について説明を求めたところ、過激なる勞働を避けるやうに警告せる結果であらうと言はれた。しかしB村の婦人は他村の婦人に比較してどの程度に過激なる勞働をなすのであるか、また昭和十一年以來、その勞働がどの程度に緩和せられたかを實證せられるのでなければ、村長の主張には容易に承服し難い。私に聞くところによれば、昭和十年の檢察は先づB村に於てなされたとも言ふから、同村に於ても、從來、この悪習があつたのではなからうか。B村の婦人に限らず、一般に農村婦人の勞働は相當に過激であることを十分に承知はしてゐるが、B村の死産率を斯くも高からしめた原因を、婦人の過激なる勞働のみに歸せしめんとするのは無理であつて、寧ろA村の村長の率直なる説明をこそ信頼し度い。

尙またA村の死産率は昭和十一年以來、激減して昭和十三年に及んでゐるが、B村に在つては、昭和十一年及び昭和十二年の死産率は極めて著しき減少を示したが、昭和十三年には再び一六・〇四に上昇してゐる。これは實に憂慮すべき現象である。しかしこの事實のみからB村には再び好ましからざる風習が繰り返し行はれ初めたと速断し度くない。昭和十三年の高き死産率は果して如何なる原因によるものであるかは、今後の死産率の推移を見極めた上で判断することとしよう。

昭和十一年の死産率八・一七は全国の死産率よりも稍高く、昭和十二年の死産率五・二七は全国の死産率と略ぼ均しいのであつて、この平均死産率六・九〇を不自然な死産なき場合の有り得べき死産率と看做して、推定死産數、不自然な死産推定數及び出産に對する不自然死産率を計算すれば次の如くである。

昭和	五年	六年	七年	八年	九年	十年
現實の死産數	四五	三八	三四	二五	二〇	二〇
死産率六・九と假定せる場合の推定死産數	一〇・七〇	八・六三	八・四九	八・三五	七・八〇	七・一〇
現實の死産數と推定死産數との差(不自然な死産推定數)	三四・三〇	二九・三七	二五・五一	一六・六五	一一・二〇	一二・九〇
出産に對する不自然死産率	〇・二二一	〇・二三五	〇・二〇七	〇・一三八	〇・一〇八	〇・二二五

右の計算によれば、出産に對する不自然死産率は、最も少い年に於ても一割強であり、最も多い年には二割三分を越えてゐる。A村の死産率を六・二と假定したに對して、B村の死産率を六・八と假定したことにもよるであらうが、B村の不自然死産率は、A村のそれに比較すれば稍、良好である。しかしB村に於ても出産五乃至八に對して一つの不自然死産があつた

ことになる。勿論、これは計算上の數値に過ぎないが、B村の死産率も、現に昭和十一年には八・二七、昭和十二年には五・二七に低下してゐるのであるから、この推計も全然見當違ひのものとは言へないであらう。

四

既に述べた如く、昭和十年までA村及びB村に於ける死産率は頗る高かつた。死産率が斯くの如くに高ければ、出生率はその影響を受けて自から低かるべきである。一應は想像し得るのであるが、事實は必ずしもさうではないのであつて、出生率も相當に高いのである。即ちA村の出生率を見るに、昭和五年には三七・八、昭和十年には三一・六である。またB村の出生率は、昭和五年には三八・一、昭和十年には二六・五七である。そして全國の出生率は昭和五年には三二・三五、昭和十年には三一・六三であるから、昭和十年のB村の出生率を除外すれば、A村及びB村の出生率は全國の出生率を遙かに凌駕してゐることが判る。もしこの兩村の死産率が全國の死産率と同一程度に低いものであつたと假定したならば、A村の出生率は昭和五年には四九・二、昭和十年には四三・八であり、またB村の出生率は、昭和五年には四九・八、昭和十年には三二・五に達してゐたと推算される。哺乳中のある期間、受胎が妨げられるに反して、死産ある場合、次の懷妊は比較的容易であると言はれるから、この推定出生率は高きに過ぎるであらうと言ふ非難がなされるかも知れない。しかし昭和十一年の現實の出生率を算出すれば、A村に於ては實に四七・三四、B村に於ては四四・四五に達してゐる。東北地方の農村に於ては、これよりも高き出生率を示してゐる場合も少くないが、この兩村の出生率は、全國的に見て、最も高き部類に屬することは確かである。

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

A村及びB村の出生率は、死産率の高い昭和十年以前に於ても決して低くはなかつたのである。死産率が著しく低下せる昭和十一年以後、妊孕力に變化がなき限り、この高き出生率は持續するものと考へなければならぬ。A村の村長は從來の悪習が一掃されたことを大なる喜びとしてゐられた。確かにこれは喜ばしき現象である。しかしこの山村が高き出生率を持續することは取りも直さず經濟的負擔の加重を意味するものであつて、高き出生率を祝福すると同時に、今にしてその收容力について適正なる方策を講ずるのでなければ、人口と經濟との關係に於て、至難の問題を惹起する危険があると信ずるのである。

最近に於ける我が國死亡率の

若干の傾向 (豫報) (一)

館 稔

上 田 正 夫

窪 田 嘉 彰

目 次

一 序

二 男子特殊死亡率

- (一) 總數 (二) 零歳死亡率(乳兒死亡率) (三) 一歳死亡率 (四) 二歳死亡率 (五) 三歳死亡率 (六) 四歳死亡率 (七) 五―九歳死亡率 (八) 一〇―一四歳死亡率 (九) 一五―一九歳死亡率 (一〇) 二〇―二四歳死亡率 (一一) 二五―二九歳死亡率 (一二) 三〇―三四歳死亡率 (一三) 三五―三九歳死亡率 (一四) 四〇―四九歳死亡率 (一五) 五〇―五九歳死亡率 (一六) 六〇歳以上死亡率 (以上本號掲載)